

# 令和6年度和光市発達支援相談員募集要項

和光市教育委員会

## 1 目 的

この要項は、和光市立小・中学校の発達支援相談員採用志願に関する手続き及び志願者に対する選考等について定める。

## 2 志願資格

(1) 発達支援相談員の採用を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の事項に該当する者とする。

教育相談歴等（またはそれに準ずる経験）がある者。

(2) 性別、国籍等は問わない。

(3) 地方公務員法第16条に該当する者は、前項の規定に係らず、教育相談員の選考に志願することはできない。

## 3 志願手続

志願者は、次の(1)(2)(3)に所要事項を記入し、和光市教育委員会に提出する。（郵送可）

(1) 履歴書（市販の履歴書等写真貼付）

(2) 応募の動機（レポートA4 1枚程度、氏名を明記する）

(3) 返信用封筒（長形3号12cm×23.5cmの大きさの封筒に、住所、氏名を記入し、84円切手を貼ったもの）

## 4 履歴書等提出期間

令和5年11月1日（水）～11月30日（木）まで（郵送の場合は必着）

## 5 選考方法

選考は、書類審査、面接等を勘案して行う。

## 6 選考の期日・会場等

選考の期日は、応募状況を勘案して調整後、応募者宛に通知する。

（12月～1月に実施予定）

会場：和光市役所

## 7 採 用

選考の成績が良好である者は和光市発達支援相談員として採用し、文書をもって通知する。

※ 採用が決定後、採用される方は健康診断が必要です（健康診断の費用は実費自己負担  
また6ヶ月以内に受診した健康診断結果でも可）。

## 8 待遇及び勤務条件

(1) 身分 会計年度任用職員

(2) 給与 【参考：令和5年度】

報酬（日額）5,700円～7,310円（地域手当を含む）

5時間勤務

※ 高卒 5,700円～ 大卒 6,040円

報酬（地域手当を含む）の他、交通費を支給する。任用時間及び期間が一定以上の方は、賞与に相当する期末手当を支給する。

(3) 期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）まで  
週5日及び1日5時間以内（年間200日以内）

(4) その他 社会保険等、有給休暇等

※ 令和6年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されない場合があります。

## 9 令和6年度採用予定者配置先

和光市教育支援センターから和光市立小・中学校に派遣する。

## 10 業務内容

相談員は、学校長の指揮監督のもと、日常の教育活動において、次の事業を行う。

- (1) 発達障害を抱える児童生徒及びその保護者からの相談に応じること。
- (2) 和光市教育支援センター、教職員、スクールカウンセラー、さわやか相談員等と連携し、発達障害を抱える児童生徒の問題に関する状況を把握するとともに、必要に応じて当該児童生徒の家庭訪問を行うこと。
- (3) その他、発達支援相談員の業務として和光市教育委員会及び学校長が必要と認めること。

## 11 問い合わせ先

和光市教育委員会 学校教育課 担当：瀧本

〒351-0192 和光市広沢1-5

TEL 048-464-1111 内線2427